

松戸市農業委員会総会議事録

令和 5 年 5 月 1 2 日

令和5年松戸市農業委員会5月総会議事録

松戸市農業委員会会長 椿 唯司は令和5年5月12日午後3時00分松戸市農業委員会総会を松戸市役所新館7階大会議室に招集した。

1. 出席委員

1番	加藤一郎	2番	加藤正芳
3番	齋藤香	5番	山室一美
6番	山口輝雄	7番	岩佐忠夫
9番	鈴木榮一	10番	渡邊洋子
11番	湯浅孝一	12番	杉浦昌平
13番	松戸英樹	14番	杉浦勇司
15番	渡邊慶弘		
明・矢切区域	戸張嘉宣	明・矢切区域	平川正俊
東部区域	湯浅雅之	常盤平・五香区域	小暮俊
常盤平・五香区域	山崎唯司	馬橋・小金区域	横山定勝
馬橋・小金区域	湯浅清		

1. 欠席委員

8番 椿 唯司

1. 関係課出席職員 農政課

課長	田嶋和彦	主任主事	榎本稔
----	------	------	-----

1. 事務局出席職員

事務局長	加藤広之	事務局長補佐	榊孝弘
主幹兼係長	武井博子	係長	落合利彦

開会 午後 3時00分

議長 定刻となりましたので、ただいまより令和5年5月総会を開催いたします。

本来であれば会長が議長を務めるところでございますが、本日、所用により会長が欠席されますので、松戸市農業委員会会議規則第5条の規定により、私、山口が議長を務めさせていただきます。

議事に入る前に、本日開催の農業委員会総会を傍聴したいとの申入れがあり、松戸市農業委員会会議規則第16条により許可しますので、事務局、傍聴人の入室をお願いいたします。しばらくお待ちください。

(傍聴人入室)

議長 傍聴される方に申し上げます。

松戸市農業委員会会議規則第16条の規定により、傍聴に当たっての注意事項を守ってくださいようお願いいたします。

本日の出席委員は、農業委員が13名、推進委員が7名でございます。したがって、松戸市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議が成立しております。

◎議事録署名委員の選任

議長 議案提出の前に、松戸市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。

議席番号7番、岩佐忠夫委員、議席番号9番、鈴木榮一委員の両委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎議案の提出

議長 早速議事に入ります。

本日の議案は第1号から第6号となっております。

なお、報告事項については第1号から第6号までとなっておりますので、審議終了後、事務局より報告願います。

◎議案第1号

議長 それでは、議案第1号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の設定についてを議題といたします。

同法第4条第3項の規定により、松戸市から事業計画認定書について、設定を求められているので、本総会において、意見決定するものです。

第2審査会第1審査班座長より、申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

第2審査会第1審査班座長 議席番号5番、山室一美です。

去る5月8日月曜日、議案審査のため、第2審査会第1審査班が招集され、審査会の座長を私が担当しましたので、ご報告させていただきます。

当日は、鈴木榮一第2審査会会長をはじめ、杉浦勇司農業委員、湯浅雅之推進委員、小暮俊推進委員と私の5名により、現地調査の上、詳細に審議をいたしましたので、その概要及び審査会の審査結果についてご説明させていただきます。

なお、審査に当たり、申請理由等を再確認するため、申請者及び関係人をお呼びし、聴取した内容を基に慎重なる審議を行ったものであることをご報告させていただきます。

それでは、議案第1号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定についてご説明させていただきます。

議案書の1ページ、議案参考資料については1ページから2ページになります。

申請地の位置につきましては、議案参考資料の1ページのところでございます。

申請の都市農地は4筆で、面積は4,049平方メートル、現況は畑で、適正に管理されていることを確認いたしました。

権利の形態は、使用貸借権の設定です。

本法において、松戸市及び隣接する市町村で農作物を販売する等条件を満たせば、生産緑地制度を利用したままで貸借することができます。

借受人は農業者で、経営農地につきましては、適正に耕作されております。

農作業に従事する者は、申請者を含む構成員3人で、年間従事日数は合計で840日です。

農機具につきましては、トラック3台、トラクター1台、動噴2台、耕運機2台を所有しております。

申請地では、コカブやエダマメなどを作付するとのことでした。

周辺の生活環境と調和の取れた当該農地の利用を確保するため、農作物残差や農業資材を

放置しないこと、また、適切に除草するよう要望したところでございます。

以上、審査会では、議案第1号について慎重審議の上、都市農地の貸借の円滑化に関する法律の認定条件に抵触するものはないこと、また、将来においても農地として適切に管理が継続されるものと判断をいたしました。

これをもって、議案第1号について、決定相当と意見決定を図ったところでございます。よろしく審議のほどお願いいたします。

議長 ただいま山室一美座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。審査会意見は、決定相当とのことです。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、戸張委員。

戸張推進委員 推進委員の戸張です。

座長の説明でよく分かりました。賛成したいと思います。

議長 ただいま戸張委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ご意見がないようであります。

これより議案第1号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号につきましては、原案のとおり決定をしたことを松戸市長宛てに送付いたします。

◎議案第2号

議長 それでは、議案第2号 農用地利用集積計画についての1番を議題といたします。

それでは、利用計画について、農政課長よろしくお願いします。

農政課長 農政課、田嶋です。よろしくをお願いいたします。

それでは、議案第2号 農用地利用集積計画につきまして、ご審議をお願いいたします。

当案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利

用集積計画を策定するに当たり、本委員会の決定を求めるものでございます。

今回は新規設定案件 6 件、再設定案件 2 件、計 8 件のご審議をいただきます。

それでは、議案第 2 号 1 番をご説明いたします。

お手元に配付されております議案書 3 ページの 1 番をご覧ください。申請地につきましては、ピンクの冊子でお配りしています参考資料の 3 ページ、4 ページをご覧ください。

当案件は、新規設定案件で、対象農地は幸田、現況地目は畑、面積は 672 平方メートルでございます。

利用権の種類は使用貸借権、期間は 5 年の設定でございます。

借受者の方は、エダマメを主体に栽培する計画でございます。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 ただいま、農政課長より議案第 2 号の 1 番について内容の説明がございました。農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、湯浅清委員。

湯浅（清）推進委員 推進委員の湯浅清でございます。

新規設定ではありますが、借受者は農地の管理、農作も適正に行われていますので、賛成したいと思います。お諮りのほどよろしく願いいたします。

議 長 ただいま湯浅清委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手全員）

議 長 はい、ありがとうございます。

それでは、全会一致と認め、議案第 2 号の 1 番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、2 番について、農政課長よろしく申し上げます。

農政課長 議案第 2 号 2 番をご説明いたします。

議案書 3 ページの 2 番、参考資料の 5 ページ、6 ページをご覧ください。

当案件は新規設定案件で、対象農地は大橋、現況地目は畑、面積は 1,914.47 平方メートルでございます。

利用権の種類は賃借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、エダマメ、ハウレンソウを主体に栽培する計画です。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 ただいま農政課長より議案第2号の2番について、内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、湯浅雅之委員。

湯浅（雅）推進委員 推進委員の湯浅雅之です。

ただいまの農政課長の説明でよく分かりました。私は、この原案に賛成いたします。お諮りをお願いいたします。

議 長 ただいま湯浅雅之委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いします。

（賛成者挙手全員）

議 長 はい、ありがとうございます。

それでは、全会一致と認め、議案第2号の2番につきましては原案のとおり決定をいたしました。

続いて、3番について、農政課長よろしく申し上げます。

農政課長 議案第2号3番をご説明いたします。

議案書3ページの3番、参考資料の7ページ、8ページをご覧ください。

当案件は新規設定案件で、対象農地は大橋、現況地目は畑、面積は2,085平方メートルでございます。

利用権の種類は使用貸借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、エダマメ、トウモロコシを主体に栽培する計画でございます。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 ただいま農政課長より議案第2号の3番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい湯浅雅之委員。

湯浅（雅）推進委員 推進委員の湯浅雅之です。

ただいまの説明でよく分かりました。借受者は、非常に畑の管理もしっかりされておりますので、私はこの案に賛成いたします。お諮りをお願いいたします。

議 長 ただいま湯浅雅之委員より原案に賛成との意見がございました。ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは、挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第2号の3番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、4番について、農政課長よろしくをお願いします。

農政課長 議案第2号4番をご説明いたします。

議案書4ページの4番、参考資料の9ページから12ページをご覧ください。

当案件は新規設定案件で、対象農地は下矢切、現況地目は畑で、面積は2,415平方メートルでございます。

利用権の種類は使用貸借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、ネギ、キャベツを主体に栽培する計画でございます。

以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 ただいま農政課長より議案第2号の4番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、平川委員。

平川推進委員 推進委員の平川でございます。

ただいまの農政課長の説明でよく分かりました。新規設定ですが、貸主と借主が親戚ということもありまして、借受者の長男も今年から農業を始めまして一生懸命にやっていることを聞きましたので、原案に賛成をしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

議 長 ただいま平川委員より原案に賛成との意見がございました。ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは、挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第2号の4番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、5番について、農政課長よろしくをお願いします。

農政課長 議案第2号5番を説明いたします。

議案書4ページの5番、参考資料の13ページ、14ページをご覧ください。

当案件は新規設定案件で、対象農地は七右衛門新田、現況地目は畑、面積は3,573平方メートルでございます。

利用権の種類は貸借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、ネギ、ニンジン、ハクサイ、ダイコンを主体に栽培する計画でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 ただいま農政課長より議案第2号の5番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、横山委員。

横山推進委員 推進委員の横山です。

ただいまの農政課長の説明で大変よく分かりました。賛成したいと思います。よろしくお願いたします。

議 長 ただいま横山委員より原案に賛成との意見がございました。ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは、挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第2号の5番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、6番について、農政課長よろしくをお願いします。

農政課長 議案第2号6番を説明いたします。

議案書 5 ページの 6 番、参考資料の 15、16 ページをご覧ください。

当案件は新規設定案件、対象農地は七右衛門新田、現況地目は畑、面積は 1,021 平方メートルでございます。

利用権の種類は貸借権、期間は 5 年の設定でございます。

借受者の方は、ネギ、ニンジン、ハクサイ、ダイコンを主体に栽培する計画です。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 ただいま農政課長より議案第 2 号の 6 番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、横山委員。

横山推進委員 推進委員の横山です。

ただいまの説明でよく分かりました。先ほどと借受者が同じですので、これも賛成したいと思っておりますので、お諮りをよろしく願いいたします。

議 長 ただいま横山委員より原案に賛成との意見がございました。ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは、挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第 2 号の 6 番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、7 番について、農政課長よろしく申し上げます。

農政課長 議案第 2 号 7 番をご説明いたします。

議案書の 5 ページの 7 番、参考資料の 17 ページ、18 ページをご覧ください。

当案件は再設定案件で、対象農地は紙敷、現況地目は畑、面積 1,692 平方メートルでございます。

利用権の種類は使用貸借権、期間は 5 年の設定でございます。

借受者の方は、カブを主体に栽培する計画です。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 ただいま農政課長より、議案第 2 号の 7 番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは、挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第2号の7番につきましては原案のとおり決定をいたしました。

続いて、8番について、農政課長よろしくをお願いします。

農政課長 議案第2号8番をご説明いたします。

議案書5ページの8番、参考資料の19ページ、20ページをご覧ください。

当案件は再設定案件で、対象農地は大橋、現況地目は畑、面積は1,224平方メートルでございます。

利用権の種類は使用貸借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、ネギを主体に栽培する計画でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 ただいま農政課長より、議案第2号の8番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは、挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第2号の8番につきましては原案のとおり決定をいたしました。

農政課長は公務のため、ここで退席となります。

ありがとうございました。

(農政課長退席)

◎議案第3号

議長 続いて、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についての1番を議題といたします。

第2審査会第1審査班座長より、申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

第2審査会第1審査班座長 それでは、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明させていただきます。

議案書の7ページ、議案参考資料については、21ページから22ページになります。申請地の位置については、議案参考資料の21ページのところでございます。

申請地は1筆で、面積は325平方メートル、現況は田で、適正に管理されていることを確認いたしました。

権利の形態は、交換に伴う所有権の移転です。後述の2番との交換になります。

譲受人及び譲渡人の申請理由は、飛地になっている農地を一体利用するためです。

譲受人は農業者で、経営農地につきましては適正に耕作しております。また、譲受人の耕作従事日数は、申請人を含む構成員4人で640日であり、同じく許可条件である従事日数150日を超えております。

所有する農機具につきましては、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、貨物自動車1台を所有しており、申請地を耕作するには十分であると判断をいたしました。

申請地の営農計画では、米の栽培を行うとのことです。

以上、審査会では、議案第3号の1番について慎重審議の上、農地法第3条の許可条件に抵触するものはなく、将来においても農地として適切な管理が継続されるものと判断いたしました。これをもって許可すべきとの意見決定を図ったところでございます。

当委員会の許可案件でありますので、委員各位においてご審議よろしくをお願いいたします。

議長 ただいま山室一美座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可すべきとのことでございます。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、横山委員。

横山推進委員 推進委員の横山です。

ただいまの座長の説明で大変よく分かりました。賛成したいと思っておりますので、お諮りよろしくをお願いいたします。

議 長 ただいま横山委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見がないようであります。審査会報告のとおり、本委員会として許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手多数)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、賛成多数と認め、議案第3号の1番につきましては許可することに決定をいたしました。

続いて、2番を議題といたします。

第2審査会第1審査班座長より、申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

第2審査会第1審査班座長 それでは、議案第3号2番について説明させていただきます。

議案書の7ページ、議案参考資料については、21ページから22ページになります。申請地の位置については、議案参考資料の21ページのところでございます。

申請地は1筆で、面積は325平方メートル、現況は畑で、適正に管理されていることを確認いたしました。

権利の形態は、交換に伴う所有権の移転です。前述の1番との交換となります。

譲受人及び譲渡人の申請理由は、飛地になっている農地を一体利用するためです。

譲受人は、農業者で、経営農地につきましては適正に耕作されております。また、譲受人の耕作従事日数は、申請人を含む構成員5人で570日であり、同じく許可条件である従事日数150日を超えております。

所有する農機具につきましては、トラクター1台、耕運機1台、動噴3台、貨物自動車1台を所有しており、申請地を耕作するには十分であると判断をいたしました。

申請地の営農計画では、ハウレンソウとエダマメを栽培するとのことでした。

以上、審査会では、議案第3号の2番につきまして慎重審議の上、農地法第3条の許可条件に抵触するものはなく、将来においても農地として適切な管理が継続されるものと判断をいたしました。これらをもって許可すべきと意見決定を図ったところでございます。

当委員会の許可案件でありますので、各委員においてご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 ただいま山室一美座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可すべきとのことです。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、横山委員。

横山推進委員 推進委員の横山です。

1番と同様に賛成したいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

議 長 ただいま横山委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見がないようであります。審査会報告のとおり、本委員会として許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手多数)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、賛成多数と認め、議案第3号の2番につきましては許可することに決定をいたしました。

◎議案第4号

議 長 続いて、議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請についての1番を議題といたします。

説明をお願いします。

第2審査会第1審査班座長 それでは、議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請の1番についてご説明させていただきます。

議案書の9ページ、議案参考資料につきましては、24ページから28ページになります。

申請地の位置につきましては、議案参考資料の24ページのところでございます。

申請理由は、梨香台団地内の駐車場が満車で近隣住民から要望があったためです。

土地の選定理由は、UR都市機構梨香台団地から近いためです。

議案参考資料の26ページをご覧ください。

施設の概要については、車両31台を置く貸駐車場です。

整地については、砂利敷きといたします。

排水については、雨水のみで自然浸透です。

被害防除につきましては、既存フェンス及び既存ブロックを使用いたします。

審査会では、現地調査の結果、砂利敷きになっていることを確認いたしました。

このことについて質問したところ、申請人の先代が所有しているときに砂利敷きの駐車場にし、申請人が相続後も、貸駐車場として利用していたためとのことでした。

この行為に対し、農地法違反であることの指摘をいたしました。

この農地法違反について、審査会として始末書の提出を求め、その内容を確認をした後、最終的な意見決定を行うことといたしました。

審査会終了後、申請人より始末書の提出があり、農地法違反をしていたことについて、知らなかったこととはいえ、深く反省するとともに同じ事態を繰り返さないことを誓約することでした。

他法令につきましては、該当する法律はございません。

申請地は市街化調整区域のため、簡易な建物でも都市計画法上の手続が必要であることを説明し、理解されたところでございます。

農地区分については、申請地は、上水道管、ガス管の2種類が埋設される建築基準法第42条第2項の指定を受けた道路の沿道の区域であり、おおむね500メートル以内に2か所以上の公共施設があることから、第3種農地と判断をいたしました。

以上、議案第4号の1番について説明をいたしました。審査会では現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断をし、また、農地区分につきましては第3種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議 長 ただいま山室一美座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。審査会意見は許可相当とのことです。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、松戸委員。

松戸委員 議席番号13番、松戸英樹です。

審査会意見に賛成したいと思います。よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま松戸委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見ないようであります。

審査会報告のとおり、許可相当とすることに、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手多数)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、賛成多数と認め、議案第4号の1番につきましては許可相当との意見を付して、県知事宛てに送付することに決定いたしました。

◎議案第5号

議 長 続いて、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請についての1番と2番を議題といたします。

説明をお願いします。

第2審査会第1審査班座長 それでは、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請の1番と2番についてご説明させていただきます。

議案書の11ページ、議案参考資料につきましては、30ページから36ページになります。申請地の位置については、議案参考資料の30ページのところでございます。

権利の形態は、売買に伴う所有権の移転です。

申請理由は、申請者は関東周辺で主に建築工事業を営んでおります。現在、申請地西側に土地を所有し、資材置場として使用しておりますが、既存スペースには入り切れない状態であることから、申請地を取得し資材置場として利用するためです。

土地の選定理由は、所有地と隣接しているためでございます。

議案参考資料の32ページをご覧ください。

施設の概要については、重機34台、アタッチメント64台を置く資材置場及び貸資材置場です。

整地については、盛土等を行わず、転圧のみといたします。

排水については、雨水のみで自然浸透です。

被害防除については、東側はコンクリートブロック2段積み、そのほかは2メートル以下の目隠しフェンスで囲います。

他法令については、該当する法律はございません。

所要額については、全額、自己資金で賄うとのことから、残高証明書を確認いたしました。

申請地は市街化調整区域のため、簡易な建物でも都市計画法上の手続が必要であることを

説明し、理解されたところでございます。

農地区分につきましては、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、具体的には農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断をいたしました。

以上、議案第5号の1番と2番について説明をいたしましたが、審査会では現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断をし、また、農地区分については第2種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議 長 ただいま山室一美座長より、申請概要の説明と、審査会の意見報告がございました。審査会意見は、許可相当とのことです。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、渡邊洋子委員。

渡邊委員 議案番号10番、渡邊洋子です。

ただいまの座長の説明でよく分かりましたので、審査会意見に賛成したいと思います。お諮りください。

議 長 ただいま渡邊洋子委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見ないようであります。

審査会報告のとおり、許可相当とすることに、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手多数)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、賛成多数と認め、議案第5号の1番と2番につきましては許可相当との意見を付して、県知事宛てに送付することに決定いたしました。

続いて、3番を議題といたします。

説明をお願いします。

第2審査会第1審査班座長 それでは、議案第5号の3番についてご説明させていただきます。

議案書の11ページ、議案参考資料については、38ページから42ページになります。申請地の位置については、議案参考資料の38ページのところでございます。

権利の形態は、使用貸借権の設定です。

申請理由は、剪定枝等をチップにして堆肥にするため本件土地を資材置場として使用する
ためです。

土地の選定理由は、粉砕機利用時に騒音が生じるため、人家より距離を取る必要があると
のことです。

議案参考資料の40ページをご覧ください。

施設の概要については、入り口側に剪定枝等の資材置場を造り、その間に粉砕作業エリア、
一番奥にチップを堆肥にするスペースを造ります。

整地については、一部入り口側を粉砕機の回転スペースとし、砂利敷き舗装といたします。
排水については、雨水のみで自然浸透です。

被害防除については、両隣の農地より低くなっておりませんが、堆積位置については十分な
間隔を取ります。砂利敷き舗装につきましては手持ちの砂利で自分で行うことで、費用は発
生いたしません。

他法令については、該当する法律はございません。

申請地は市街化調整区域のため、簡易な建物でも都市計画法上の手続が必要であることを
説明し、理解されたところ です。

農地区分については、農用地区域内にある農地以外の農地であって良好な農地条件を備え
ており、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、
第1種農地と判断をいたしました。

以上、議案第5号の3番について説明をいたしました。審査会では現地調査、慎重審議
の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断をいたしました。しかしなが
ら、農地区分については第1種農地として認められ、不許可の例外にも当たらないことから、
不許可相当との意見決定を行いました。よろしく審議のほどをお願いいたします。

議 長 ただいま山室一美座長より、申請概要の説明と、審査会の意見報告がございました。
審査会意見は、不許可相当とのこと です。

農業委員及び推進委員の皆さん、ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見がないようであります。

審査会報告のとおり、不許可相当とすることに、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第5号の3番につきましては、不許可相当との意見を付して、県知事宛てに送付することに決定いたしました。

続いて、4番を議題といたします。

説明をお願いします。

第2審査会第1審査班座長 それでは、議案第5号の4番についてご説明させていただきます。

議案書の12ページ、議案参考資料については、44ページから48ページになります。申請地の位置については、議案参考資料の44ページのところでございます。

権利の形態は、売買に伴う所有権の移転です。

申請理由は、申請者は市内で自動車販売及び修理業を営んでおります。近年、近くで車両置場を取得いたしました。扱える車両が増え既存の車両置場では賄えなくなることが多くなったためです。

土地の選定理由は、既存施設から近く幹線道路からも近いからです。

議案参考資料の46ページをご覧ください。

施設の概要については、車両12台の車両置場です。

整地については、砂利敷き舗装といたします。

排水については、雨水のみで自然浸透です。

被害防除については、出入口側を単管パイプと砕石止め板を設置し、西側は既設の柵、南側は既設の土留め、東側は既設の万能板を使用いたします。

他法令については、該当する法律はございません。

所要額については、全額自己資金で賄うとのことから、残高証明書を確認いたしました。

申請地は市街化調整区域のため、簡易な建物でも都市計画法上の手続が必要であることを説明し、理解されたところでございます。

農地区分については、申請に係る農地等から、おおむね300メートル以内に鉄道の駅があることから、第3種農地と判断いたしました。

以上、議案第5号の4番について説明をいたしました。審査会では現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断をし、また、農地区分については第3種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。よろしく審議のほど、お願いいたします。

議長 ただいま山室一美座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可相当とのことでした。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、松戸委員。

松戸委員 議席番号13番、松戸英樹です。

審査会意見に賛成したいと思います。よろしくをお願いいたします。

議 長 ただいま松戸委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかに、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見ないようであります。

審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございます。

それでは、全会一致と認め、議案第5号の4番につきましては許可相当との意見を付して、県知事宛てに送付することに決定いたしました。

続いて、5番を議題といたします。

説明をお願いします。

第2審査会第1審査班座長 それでは、議案第5号の5番についてご説明させていただきます。

議案書の12ページ、議案参考資料については、50ページから54ページになります。申請地の位置につきましては、議案参考資料の50ページのところでございます。

権利の形態は、賃借権の設定です。

申請理由は、申請者は関東周辺で塗装業を営んでおります。今まで業者に外注していた、工事に必要な足場架設を自社で行うとのことです。

土地の選定理由は、松戸市内及び近郊での工事に迅速に対応でき、賃料も安価なためです。

議案参考資料の52ページをご覧ください。

施設の概要については、車両6台を置く駐車場と資材置場です。

整地につきましては、砂利敷き舗装といたします。

排水については、雨水のみで自然浸透です。

被害防除については、周囲を単管パイプで囲い、鍵付きの出入口ゲートを設置いたします。

所要額については、全額自己資金で賄うことから、残高証明書を確認いたしました。

審査会では、現地調査の結果、砂利敷きになっていることを確認いたしました。このことについて質問したところ、申請人の先代が所有していた約20年前に砂利敷きにし、駐車場及

びプレハブ事務所として賃貸していたとのことでした。

この行為に対し、農地法違反であることの指摘をいたしました。この農地法違反について、審査会として始末書の提出を求め、その内容を確認した後、最終的な意見決定を行うことといたしました。

審査会終了後、申請者より始末書の提出があり、農地法違反をしていたことについて、代理人から言われるまで知らずに申し訳ありませんでしたとのことでした。今後は農業委員会の指導に従いますとのことでした。

他法令につきましても、該当する法律はございません。

申請地は市街化調整区域のため、簡易な建物でも都市計画法上の手続が必要であることを説明し、理解されたところでした。

農地区分につきましては、申請地の農地からおおむね500メートル以内に、住宅の用または事業の用に供する施設が連担している区域が存在していること及びその農地の広がり10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断をいたしました。

以上、議案第5号の5番について説明をいたしました。審査会では現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分につきましては、第2種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長 ただいま山室一美座長より、申請概要の説明と、審査会の意見報告がございました。審査会意見は、許可相当とのことでした。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、松戸委員。

松戸委員 議席番号13番、松戸英樹です。

審査会意見に賛成したいと思います。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま松戸委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかに、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ご意見がないようであります。

審査会報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第5号の5番につきましては許可相当との意見を付して、県知事宛てに送付することに決定をいたしました。

続いて、6番を議題といたします。

説明をお願いします。

第2審査会第1審査班座長 それでは、議案第5号の6番についてご説明させていただきます。

議案書の13ページ、議案参考資料については、56ページから60ページになります。申請地の位置については、議案参考資料の56ページのところでございます。

権利の形態は、賃借権の設定です。

申請理由は、申請者は運送業を営んでおり、近くで借りていた駐車場が7月で契約が切れてしまうためです。

土地の選定理由は、現在利用している駐車場に近いためです。

議案参考資料の58ページをご覧ください。

施設の概要につきましては、車両25台を置く駐車場です。

整地については、砂利敷き舗装とし、入り口と洗車部分はアスファルト舗装といたします。

排水については、雨水のみで自然浸透です。

被害防除につきましては、1.5メートルのH鋼土留めを設置いたします。

他法令につきましては、該当する法律はございません。

所要額については、全額自己資金で賄うとのことから、残高証明書を確認いたしました。

申請地は市街化調整区域のため、簡易な建物でも都市計画法上の手続が必要であることを説明し、理解されたところです。

農地区分につきましては、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、具体的には農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等であることから第2種農地と判断をいたしました。

以上、議案第5号の6番について説明をいたしました。審査会では現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断をし、また、農地区分につきましては第2種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 ただいま、山室一美座長より、申請概要の説明と、審査会の意見報告がございました。審査会意見は、許可相当とのことです。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、渡邊洋子委員。

渡邊委員 議席番号10番、渡邊洋子です。

ただいまの座長の説明でよく分かりましたので、審査会意見に賛成したいと思います。お諮りください。

議 長 ただいま渡邊洋子委員より、審査会意見に賛成との、意見がありました。ほかに、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見ないようであります。

審査会報告のとおり、許可相当とすることに、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございます。

それでは、全会一致と認め、議案第5号の6番につきましては許可相当との意見を付して、県知事宛てに送付することに決定いたしました。

◎議案第6号

議 長 続いて、議案第6号 令和4年度推進員等の最適化活動の点検評価について議題といたします。

それでは、事務局より説明をよろしくをお願いします。

事務局 議案第6号 令和4年度推進員等の最適化活動の点検評価についてご説明します。

なお、本議案につきましてはさきに行われました特別審査委員会でもご説明させていただきました。

皆様ご承知おきのとおり令和4年度より最適化活動について、農地の集積面積等の成果目標と、それとは別に活動日数目標を設定し、その翌年度に点検評価を行うこととなりました。

皆様にお配りしているA3の紙と参考資料の62ページをご覧ください。

机の上に置いてありますA3の紙は、毎月提出していただいたものを集計したものになります。

日数については中立委員を除き、13日以上活動していただいております。中立委員の分は今回はありません。

ページ中ほど(2)成果目標の達成状況については、松戸市では目標を地域ごとに分けて

いませので、皆様、同じ数字と同様の文言が入ります。

点検評価の方法ですが別紙点数票を使用します。

A4色紙、ホチキスで留めてある点数票をご覧ください。

ページ中ほどの①成果目標の農地の集積につきましては、令和4年度は3.5ヘクタールの集積となり、集計してみたところ目標に対して90%以上、110%未満に当たりますので2点、遊休農地解消については90%未満となり1点、新規参入の促進についても1点となります。

その下の活動日数目標につきましては、皆様には13日以上を目標を掲げていただき、13日以上の活動をしていただきましたので、目標どおりの4点プラス13日以上の12点となります。

それらを合計しますと20点となり、表1を、ご覧いただきますと上から2番目の目標に対して期待を上回る結果が得られたという評語・評価となりました。

それが、参考資料の62ページ、右側の人数の合計に反映されています。

また農業委員会の点検評価につきましては、A4の紙2枚目の同じような点数票がありますので、そちらのほうで評価します。

農地の集積については2点、遊休農地解消については1点、新規参入の促進についても1点となります。

活動強化月間につきましては、目標を立て3か月以上の結果となりましたので1点、新規参入相談会へも山口職務代理者に一度参加していただきましたので1点となり、合計6点で、表1に当てはめると目標に対して期待どおりの結果が得られたという評語になります。

以上、令和4年度推進員等の最適化活動の点検評価についてご説明しました。

参考資料の62ページについては、同じ内容を県のほうに報告いたします。

以上、お諮りいただければと思います。よろしく申し上げます。

議 長 ただいま事務局より議案第6号について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第6号につきましては、原案のとおり決定をいたしまし

た。

◎報告事項

議 長 続きまして、報告事項に移ります。

事務局より報告をお願いします。

事務局 それでは、議案書17ページ、報告事項1から、31ページの報告事項6について、ご報告させていただきます。

まず、17ページ、報告事項1 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出についてですが、18ページ下段に記載のとおり、3月分として田2件、3,328平方メートル、畑7件、3,693平方メートル、合計9件、7,021平方メートルの届出の受理をいたしました。

次に、19ページから24ページ、報告事項2 農地法第5条第1項第7号の規定に関する農地転用届出についてですが、24ページに記載のとおり、田5件、6,170平方メートル、畑35件、1万9,771平方メートル、合計40件、2万5,941平方メートルの届出を受理いたしました。

次に、25ページ、報告事項3 農地法の現況に係る照会に対する回答についてですが、法務局より4件の照会があり、3件の非農地回答、1件の農地回答をしました。

次に、27ページ、報告事項4 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願についてですが、1件を知事宛てに送付しました。

次に、29ページ、報告事項5 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付についてですが、記載のとおり、引き続き農業経営を行っている旨の証明書2件を交付しました。

次に、31ページ、報告事項6 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書の交付についてですが、記載のとおり、故障による買取申出が生じたため4件の証明書を交付しました。

事務局からの報告事項は以上です。

議 長 ありがとうございます。

◎閉会

議 長 以上をもちまして、令和5年5月総会を終了いたします。

閉会 午後 4時09分